

平成30年度 専門課程 建築指導/昇降機等安全管理研修
(建築指導コース)に参加して

名簿番号 38 所属 甲府市建設部建築指導課 氏名 富田 幸子

1. 自己設定目標の修得について

(1) 研修参加に際して自ら設定した目標

- ①建築指導に関する実務的な知識の修得。
(特に中間検査の具体的な手法について)
- ②他の建築行政担当者との情報交換をし、建築行政で参考となる情報を得る。

(2) 研修で修得した内容

- ①建築指導に必要な知識を新たに知見又は再確認する中で、本研修のうち最も期待していた科目「中間検査の具体的な手法について」では、中間検査合格証、検査済証の交付までのフローの確認ができた他、その他告示の解釈も紹介され大変参考になる内容であった。
- ②他の特定行政庁職員と窓口対応における工夫や苦慮している事項、既存不適格物件・違反建築物への対応方法など、参考になる情報を得る事ができた。

2. 研修設定目標の修得について

(1) 建築基準法・建築指導行政を取り巻く社会状況・最新の動向の理解

- ・4号建築物の建築確認・検査の特例制度の背景に適合判定資格者の高齢化と減少がある。確認件数の多い4号建築物においては審査効率を維持し、建築行政の継続性を保守しなければならない。
- ・法改正の概要について。

(2) 建築指導の法的根拠(建築基準法について)について得られた新たな知見

- ・構造において、荷重・外力の設定方法の詳細が定められてないものや、定められた方法以外の方法を採用可能とするものの掘りどころとして、規定の条件の範囲内において、日本建築学会等による各種指針・基準類の参考は可能である。その際、設計者による算定式の根拠等を構造計算図書に明記し、審査側も各種指針・基準類の考え方を理解しておく必要がある。
- ・中間検査において、法第20条第1項第二号又は三号の建築物で「軽微な変更」に該当しない変更が確認された場合、「中間検査合格証を交付できない旨の通知書」を交付し、計画変更確認申請を行わせる必要である。なお、大阪府では中間検査を行い、計画変更確認申請が必要な場合も特に法第12条5項の報告書等は求めず、計画変更確認申請を受理している。確認検査機関から問い合わせがあった際も、同機関において同様の処理を進めるように指導

している。

- ・完了検査においては、追加説明書を求めることができる。その際、「検査済証を交付できない旨の通知書（期限記入）」を交付し、追加説明書で建築基準関係規定に適合するか否かの検査を行う。

また、法第 20 条第 1 項第二号又は三号の建築物で全体の構造計算を見直すことなく一部の構造計算に関わる変更が確認された場合には、追加説明書により「確認に要した図書」を変更した図面の添付を求め、「確認審査に関する指針」に基づいた審査により法適合性の判断を行う。この場合、変更の内容が構造適合判定を求めるべきである場合においては、申請者に対して構造適合判定に準ずるものとして任意の構造適合判定を求めることが望ましい。

故意で建築計画の大きな変更等で計画変更申請をしなかったと思われるケースは法の趣旨を鑑みて追加説明書を求め検査済証を交付するのではなく、「検査済証を交付できない旨の通知書（無期限）」の交付前に、申請者が当該完了検査申請を取り下げて、計画変更確認申請を行い確認済証の交付を受けた後に、再度完了検査申請を行う方法も考えられる。

(3) 建築指導におけるポイント・手法等研修で修得したもの

- ・建築基準法論において「許可」と「確認」の違いについて。

「許可」⇒中身まで見て大丈夫なもの

「確認」⇒中身の全てを見るものではない。

例えば、構造計算において構造計算ソフトを使用して計算されているという一定の保証を有し、出力したデータの数値の一つ一つをチェックする必要はない。

- ・違法設置昇降機への指導において、人命への危険性も高いため優先的に指導するところではあるが、施設運用上の課題（改修中は利用できない等）や費用面の課題（多額の費用がかかる等）から改善が進まないケースが多い。横浜市では、完全な是正を求めつつ、当面の危険を回避するため暫定的な措置を取るよう指導している。

(4) 他の自治体等からの研修員との情報交換において有益であったこと

- ・他行政でも建築職員の人員不足による違反建築指導が十分に行えていない傾向にあることが分かったが、建築職の職員が違反建築物に対して違反事項を指摘した後、行政事務職員が所有者にコンタクトを取り指導を継続させている行政庁もあった。
- ・公文書の写しに対する手数料とその設定の根拠についての考え。
- ・建築物の記載事項証明発行の業務について。

3. 今後の業務への反映について

(1) 自己の業務への反映

- ・ 各種申請に対する審査・行政指導の手法
- ・ 講義において知り得た業務上有効な参考図書等の配置
- ・ 法的根拠の重要性の再確認

(2) 組織へのフィードバック

- ・ 配布テキスト等の共有、情報提供
- ・ 来年度以降の本研修参加への推奨

4. その他

- ・ 研修における科目は非常に必要性の高いものばかりです。科目・内容共に多岐にわたるため研修時間のみで全てを理解するのは難しいものであるが、テキスト等を持ち帰り再度確認し、今後の業務に活かしていきたいと思う。